

特殊詐欺に係る啓発動画制作及び配信業務委託 仕様書

1. 業務名

特殊詐欺に係る啓発動画制作及び配信業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

特殊詐欺の手口の多様化・巧妙化を踏まえ、県民に対して被害防止に必要な知識や具体的な対策、相談先等を分かりやすく周知する訴求力の高い動画を制作し、公共交通機関のデジタルサイネージや SNS 等を通じて広く情報発信することで、特殊詐欺への注意喚起と消費者被害の防止を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日

4. 業務内容

（1） 動画の企画・制作

【動画内容】

内容：以下の 3 種類の特殊詐欺をテーマとし、それぞれの手口、被害防止に必要な知識及び対策、相談先等を分かりやすく周知する、訴求力の高い動画を制作する。

- ① SNS 型投資詐欺
- ② ニセ警察詐欺
- ③ 架空料金請求詐欺

本数：各テーマ 2 本（計 6 本）

動画の長さ：各動画 1 5 秒

【制作条件等】

- ・上記（1）①から③までの各テーマについて、詐欺手口の詳細や被害防止のための対策、相談窓口等を分かりやすく周知し、県民に注意を喚起できる動画とすること。
- ・各テーマにつき 2 本の動画を制作するものとし、同一テーマを扱う 2 本の動画については、主たる啓発内容や訴求するポイントに差異を設け、それぞれが異なる角度から啓発できる構成とすること。例えば、1 本目は詐欺の具体的な手口を中心とし、2 本目は詐欺電話ブロックアプリのインストール・利用方法を中心とするなど、特殊詐欺をはじめとする消費者被害の未然防止につながる内容とすること。なお、全ての動画において、相談先として「警察相談専用電話#9110」及び「消費者ホットライン 188」を必ず表示・周知すること。
- ・テーマやターゲット層に応じたコンセプトを設計し、動画を制作すること。
- ・特殊詐欺被害防止の啓発内容をわかりやすく効果的に伝える映像を主体とし、効果的な

BGM 及び映像に合ったテロップを挿入すること。

・視聴覚に障害のある視聴者に対して十分な訴求効果を与えられるよう、音声、映像及び表現などに配慮を行うこと。

・動画に「奈良県」の広報物である旨の表示を行うこと。

・動画の完成までに、県による複数回（2 回程度）の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

・動画ごとに県が指定する規格で納品すること。

・撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係者に対し必要な使用申請手続き、取材者本人への動画内容の確認等を行うものとする。申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

【制作予算上限額】

制作に係る費用については、上限 3,850 千円（税込）とする。

（２） 動画の配信・SNS 動画広告の実施

上記（１）で制作した動画を、以下の方法により配信等を行う。

【配信方法】

配信媒体	配信動画	時間・配信時間帯	ターゲット層 (主な視聴者層)	対象地域・店舗
奈良交通バス車内 デジタルサイネージ	ニセ警察詐欺 架空料金請求詐欺 ※	30 秒（15 秒×2 枠）	全世代	奈良エリア及び 学園前・生駒エ リア（各 60 台）
ファミマ TV	ニセ警察詐欺 架空料金請求詐欺 ※	15 秒 昼枠（11:00～17:59）及 び夜枠（18:00～23:59）	全世代	県内全域（ファ ミマ TV 設置店 舗）
Instagram	SNS 型投資詐欺、ニセ警察詐欺、架空料金請求詐欺のうち、各ターゲット層に効果的に訴求できるよう、受注者が発注者と協議の上、動画ごとの配信媒体（Instagram、YouTube）及び配信時間帯を選定し、配信する。		【SNS 型投資】 50～60 歳代	県内全域
YouTube			【ニセ警察】 20～30 歳代 【架空料金請求】 40～50 歳代	

※配信する動画は、4 種類（「ニセ警察詐欺」2 本、「架空料金請求詐欺」2 本）の中から、発注者と協議の上、決定するものとする。

【配信期間】

令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

ただし、ファミマ TV のみ令和 9 年 1 月 5 日（火）から令和 9 年 3 月 1 日（月）までとする。

【SNS 動画広告における配信条件】

- ・Instagram 及び YouTube における動画広告の配信に当たっては、動画ごとに数値目標（インプレッション数、動画再生回数等）を設定し、効果的な広告方法、広告時期等を提案すること。
- ・総務省通知（令和 7 年 6 月「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」）に留意し、公序良俗に反するサイトやプラットフォームへの配信等、県の信用失墜やブランド毀損となる行為は行わないこと。
- ・広告配信にあたっては、配信地域のほか、想定する年齢層、興味関心、その他必要な設定内容について、事前に県と協議の上、決定するものとする。
- ・動画公開後、Instagram 及び YouTube における各種指標（視聴回数、表示回数、視聴維持率等）を確認し、動画の訴求状況について効果検証を行うこと。
- ・受注者は、各動画の内容及びターゲット層を踏まえ、SNS 動画広告に使用する動画タイトル及び投稿文（広告テキスト）の案を作成し、発注者の確認及び承認を得ること。
- ・広告配信終了後、視聴単価、視聴維持率等の実績を報告すること。
- ・広告アカウントは、原則として発注者が保有するアカウントを使用する。

【動画配信・SNS 動画広告予算上限額】

バスサイネージ、ファミマ TV での動画配信及び SNS 動画広告の実施に係る費用については、上限 5,632 千円（税込）とする。

5. 成果物

本業務の成果物の納入は次のとおりとする。

- （1）契約履行実績報告書 一式
- （2）制作した動画の全ての電子データ一式
 - ・MP4、WMV、MOV、その他配信する媒体に適したファイル形式のデータ
 - ・編集可能な白素材のデータ
- （3）Instagram 及び YouTube 広告運用に関する報告資料一式
- （4）その他、発注者が本業務の履行確認のため必要と認める資料

6. 納品期限

上記 5. 成果物の（2）に掲げる成果品のうち、先行して納品する 3 本の動画については、受注者決定後、速やかに発注者と協議の上、対象となる動画を決定し、令和 8 年 12 月 15 日（火）までに納品すること。その他の動画については、令和 9 年 1 月 20 日（水）までに納品すること。また、同（1）、（3）及び（4）に掲げる成果品については、令和 9 年 3 月 9 日（火）までに下記納入先まで納品すること。

【納入先】 奈良市登大路 30 番地
奈良県庁本庁舎 2 階 奈良県地域創造部県民くらし課

7. 著作権の帰属

この契約により制作される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は県に帰属するものとし、著作権譲渡に関する経費は、契約額に含む。

(2) 県は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(3) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8. 再委託

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる本業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ県に申請の上、承認を得なければならない。

(3) 県が指定または認める軽微な部分を委任するときは、承諾を要しないものとする。

(4) 受託者は、再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。再委託先の行為は受託者の行為とみなし、受託者は、再委託先の行為について、県に対し全ての責任を負う。なお、本項に基づく受託者の責任は本契約終了後も有効に存続する。

9. 機密情報等の取扱い

(1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可なく第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱いについて、契約書へ添付している別記「個人情報取扱特記事項」及び別紙「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

(3) (1) 及び (2) は本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

10. その他

(1) 業務の開始にあたり、業務実施計画を作成し、県に提出すること。なお、当該計画には、動画内容の確認及び修正に要する期間並びに動画の納品に係る計画を含めるものと

する。

- (2) 業務の遂行状況について、随時報告すること。
- (3) 受託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、個人情報や保護された権利に十分留意し、手続きが必要な場合は、原則として受託事業者で対応すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分協議して対応すること。
- (6) 受注者は、本事業が地方消費者行政強化交付金を活用して実施する予定の事業であることを理解し、発注者が同交付金に係る実績報告等のために必要な資料の提出を指示した場合は、これに応じるものとする。
- (7) 本業務を受託しようとする者は、別添の遵守事項を理解した上で受託すること。
- (8) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (9) 本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の費用を含む。

11. 担当部課連絡先

奈良県地域創造部県民くらし課 安全くらし推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話 0742-27-8704

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。